

新型コロナウイルス感染症の影響による相談対応実績(令和4年11月末時点)

参考 1

業務名称 (事業・制度等)	担当課	相談件数		相談内容（内訳）	主な相談内容・対応	こころの健康に関する内容について	主な課題（体制・内容等について）	今後の対応策
		令和4年 11月末時点	令和4年 3月末時点					
新型コロナウイルスに関する相談		—	—	①医療機関への受診方法に関する相談 ②ワクチン接種に関する相談 ③PCR検査・抗原抗体検査に関する相談 ④健康相談 ⑤その他 （問い合わせ先等）	【相談内容】 医療機関への受診方法やPCR検査に関する相談がほとんどで、身体やこころに関する相談は少なかった。 【対応】 ワクチン接種間隔やPCR検査、問い合わせ先の情報提供を行った。	新型コロナウイルス感染症による精神的な落ち込みや不安等に関する相談はなかった。	コロナに関連した経済的な問題等により、こころの健康に影響を及ぼす可能施がある。	市ホームページや啓発期間による相談窓口の周知・啓発を行う。
湖南いのちサポート 相談事業	すこやか生活課	12件	12件	<精神既往の有無> あり：7名 <原因>*複数回答あり 家庭問題：5名 身体疾患：0名 精神疾患：6名 経済・生活問題：1名 勤務問題：0名 男女問題：5名 学校問題：1名	【相談内容】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、仕事が休みとなり、収入が減ったことで不安が高まり、自殺未遂に至った方や、家族や友人との交流が減ったことで気持ちが落ち込み、自殺未遂に至った方がみられた。 【対応】 ・草津保健所と連携し、訪問や面談を行った。必要時、関係機関（医療機関、社会福祉協議会、生活支援相談課等）と情報共有し、支援につなげた。	・精神疾患の既往があり、通院していた方が7件。 ・12件のうち10件は、過去にも自殺未遂歴があり、またどの対象者も以前から精神的な不安定さを抱えていた。	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活環境や経済状況等が変化し、不安が高まり、精神的に不安定になる人が今後増加することが考えられる。 ・不安の要因は様々であるため、関係機関と連携し対応する必要がある。 ・また、全国的な傾向として、若い女性の自殺が増えており、令和4年度において本市においても20歳代女性の未遂が増えた。	・多様な生活様式にあった相談方法として、対面・非対面に関わらず相談環境を整えていく。 ・不安や悩みを抱える市民が必要な時に相談ができるよう、相談窓口について広く周知啓発していく。 ・ゲートキーパー講座やこころの健康づくりに関する動画配信を行い、気軽に講座が受講できる体制の整備をすることで、「自殺」や「精神疾患」に対する市民の理解促進を図っていく。 ・自殺と関連の深いうつ病の早期相談・早期支援を促すため、うつ病の顕著な身体症状である不眠症状に着目し、不眠症状からうつ病への気づきにつなげるための周知啓発を引き続き行う。
スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	416件	455件	①いじめ：0件 ②不登校：34件 ③対生徒関係：59件 ④対教師関係：21件 ⑤学業・進路：26件 ⑥性格・身体：54件 ⑦家庭の問題：49件 ⑧発達障害：4件 ⑨暴力行為：0件 ⑩その他：145件 ⑪自傷：27件	・友達との関わり方や、クラスでの居場所のなさなどについての困り感 ・進路の相談 ・家庭の問題（主に親子関係）についての相談 ・新型コロナウイルス感染症に関する相談はなし	・自傷行為についての相談 ・精神疾患に関する相談	・現在は、新型コロナウイルス感染症に関する直接的な相談はないが、今後、新型コロナウイルス感染症に関する不安等を訴えた児童・生徒に対する対応の仕方を学校と共有していく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症による家庭の経済的不安が見込まれるため、その影響が児童、生徒にも及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症に関する不安等を訴えた際に、「異常な事態に対する正常な反応」としてどのようなものが起こりうるか、その不安に対する対処法を伝えていくなどの心理教育を行う。 ・家庭の経済的不安が見込まれたときには、SSW等と情報共有を行い、関係機関と連携していく。

業務名称 (事業・制度等)	担当課	相談件数		相談内容（内訳）	主な相談内容・対応	こころの健康に関する内容について	主な課題（体制・内容等について）	今後の対応策
		令和4年 11月末時点	令和4年 3月末時点					
家庭相談・ひとり親 家庭支援	こども家 庭相談 課・子育 て応援室	①家庭児童 相談実件数 681件 ②ひとり親 家庭相談延 べ件数 1,311件 *新型コロナ ウイルス感 染症以外 の相談含む	①家庭児童 相談実件数 914件 ②ひとり親 家庭相談延 べ件数 2,047件 *新型コロナ ウイルス感 染症以外 の相談含む	<相談内容> ①家庭児童相談実件数：681件 うち児童虐待相談：349件 ②ひとり親家庭相談延べ件数 母子家庭：1,239件 父子家庭： 72件 *新型コロナウイルス感染症以外の相談 含む	①・新型コロナウイルス感染症に罹患 したことによる登園・登校できないこ とや経済的なしんどさの相談。 ・フードバンクやセーブ・ザ・チルド レン等の情報提供、生活支援相談課等 支援機関との連携。 ②・ひとり親家庭の失業等収入減によ る生活の不安、生活安定のための資格 取得の相談や就労相談、資金貸付・給 付金など各種制度の相談。	①・減収により、経済的に不安があ る。 ②新型コロナウイルス感染症の影響で 収入が減ったことによる経済的な不安 に関する相談はあるものの、精神的な 落ち込みや不安に関する相談はなかつ た。	・子育て、経済面等、不安の要因は様々であ るため、関係機関と連携し対応していく必要 がある。	・子育て、就労支援等各種相談について、必要に応じ関係 機関と連携を図るなか対応を行うとともに、児童虐待や DVなど緊急を要する案件については一時保護を含めた必 要な対応を行う。 ・経済的困窮については、生活支援相談課と連携して支援 を行う。
総合相談	地域包括 支援セン ター	13,650件 (延) 新型コロナウイルス感 染症に関す る相談以外 も含まれ る。	19,673件 (延) ※新型コロナ ウイルス感 染症に関 する相談以 外も含まれ る。	<基幹包括相談件数> 1,690件 <圏域包括相談内容内訳> (すべて延べ件数、新型コロナウイルス感 染症に関する相談以外も含まれる) ①総合相談：6,264件 (主な相談内容) 本人・家族支援：2,671件 関係者連携・支援：2,294件 制度の問い合わせ：207件 ケアマネ調整：434件 等 ②包括的・継続的ケアマネジメント支援業 務：4,776件 (主な相談内容) 関係者連携・支援：2,738件 本人・家族支援：1,072件 制度の問い合わせ：39件 認知症介護者訪問：304件 等 ③権利擁護：915件 (主な相談内容) 成年後見利用支援：16件 権利擁護利用支援：6件 虐待会議：111件 虐待認定者支援：99件 養護者への支援：115件 関係者連携支援：537件 受診同行：12件 等 ④在宅医療：5件 (主な相談内容) 関係機関との連携：4件 在宅医療の病院連携：1件 等	【介護サービス利用について】 ①通所介護の利用者が、病気のある同 居家族への新型コロナウイルス感染を 心配し、利用を中止される。 ②複数の家族を介護している者が、負 担軽減等のため通所介護の利用を希望 されるが、本人が新型コロナウイルス への感染の心配から利用を拒否し、介 護負担の軽減を図れない。 【コロナによる面会制限について】 ③病院、施設等での面会が制限され、 本人の状況がわからず不安。 【通いの場の休止について】 ④新型コロナウイルス感染症の影響に より、地域のサロン、認知症カフェ、 自主グループ活動等の通いの場が休止 になり、自宅に閉じこもりがちになっ ている。この状況が長期化している。 【退院調整について】 ・退院後、何らかの支援が必要だが、 介護申請やサービス調整できないま ま、退院となる。 ・本来、老健施設等に入所してから自 宅療養になるケースも、コロナの状況 で受け入れ困難となり、自宅に帰るこ とがある。。	①④人との関わりの減少 ②介護負担の増大 ③家族の生活状況、健康状態が分から ず心配、不安 ④刺激の少ない生活	①意欲低下や閉じこもりにより活動量の減少 による筋力低下が心配される。 ②介護負担の軽減支援 ③本人の治療経過や生活状況が分からないこ とによる家族の不安への対応。 ④人と交流する機会の減少による孤立化防止 への取組が必要。	①ケアマネジャーや介護サービス事業所、民生委員等の地 域支援者と連携し、家族介護者訪問等アウトリーチの取組 を活用し、介護負担の状況把握を強化する。 ①、②ケアマネジャーや介護サービス事業所、医療機関、 民生委員等の地域支援者等と連携し、高齢者およびその家 族が孤立しないよう、感染予防を考慮しながら継続して訪 問活動や電話等を行い、生活状況の把握に取り組む。ま た、高齢者の実態に応じ、必要なサービス利用の提案等 を行う。 ③病院（医療連携室等）、施設等と情報を共有し、本人、 家族の不安軽減のための対応を依頼する。（TEL、WEB の活用等） ④感染対策を講じた通いの場の運営について、地域の百歳 体操等の自主グループ活動への助言等を行う。また、自宅 で簡単に運動に取り組めるよう、医療機関・広報・ YouTube・自治会回覧等を活用し、もりやまプラス体操の 周知に努める。 ⑤その他 民生委員等の地域支援者との課題共有による見 守り活動を強化する。

業務名称 (事業・制度等)	担当課	相談件数		相談内容（内訳）	主な相談内容・対応	こころの健康に関する内容について	主な課題（体制・内容等について）	今後の対応策
		令和4年 11月末時点	令和4年 3月末時点					
自立相談支援事業	生活支援 相談課	457件 (延べ件 数、新型コ ロナウイル ス感染症以 外の相談含 む)	982件 (延べ件 数、新型コ ロナウイル ス感染症以 外の相談含 む)	・住居確保給付金 支給件数：延70件（実26件） ・生活困窮者自立支援金 初回支給：延264件（実101人） 再支給：延176件（実67人） ・社会福祉協議会の特例貸付（緊急小口 資金、総合支援資金） 貸付件数：95件	・主にコロナの影響で収入や売上が減 少し、生活が困難となっている方から の相談が多くあった。 ・自立相談支援の中で支援プランを作 成し、給付金等を支給する中、就労支 援等を実施した。	・継続的に面談を行っている相談者の 中には、コロナの感染等を恐れて外出 が困難となり、面談が一時中止となっ たことがあった。	・相談者の中には、給付金のみを求められて いる場合があり、今後の生活の立て直しにつ いて話を進めようとしても、なかなか協力を 得られないことがある。 ・今後、コロナの感染状況により、給付金等 の制度が終了していくと考えられるが、その 後の支援が困難となる。	・今後は、コロナによる給付金等の支援から、本来の自立 相談支援をより重点的に実施していく必要がある。 ・今後も相談者に寄り添った相談支援を実施する中、重層 的支援体制で関係課等と連携して支援を行っていく。
生活保護面接相談	健康福祉 政策課	93件	139件	・解雇失業、低収入、預貯金、病気等によ る収入減等 93件 ・新型コロナウイルス感染症の影響によ る失業・収入減等 0件（0人）	・低収入、病気等による収入減等で貯 蓄がなくなり、生活できない等が主な 相談内容であるが、一部、新型コロナ ウイルス感染症の影響による収入減等 に関する相談（今年度は実績なし）も ある。	・生活できないことによる不安等に関 する訴えはあるものの、具体的な支援 について検討していくことで解消され る場合が多く、こころの健康や精神的 な落ち込みの面で心配するようなケー スは、現在のところは見受けられな い。	・現在、生活保護の相談や申請数は多くはな いが、新型コロナウイルス感染症の影響や物 価高騰による家計圧迫等の状況を踏まえ、生 活保護の相談が増えてくると想定し、生活支 援相談課や市社協他、関係部署と連携を図り ながら対応していく必要があると考えてい る。	・他機関等と連携を図りつつ、適切な相談対応に努める。
就労安定推進員によ る相談受付活動	商工観光 課	実人数91名 (373名) * () は延べ 人数	実人数94名 (450名) * () は延べ 人数	就労に関する相談 ・精神障害者29名 ・知的障害者11名 ・身体障害者 9 名 ・ひとり親家庭 6 名 ・被差別部落出身者 2 名 ・若年者 4 名 ・外国人 4 名 ・不安定就労者21名 ・ひきこもり 1 名 ・高齢者 4 名	・就労困難者（ひきこもり、精神障害 者、知的障害者、身体障害者、ニー ト、被差別部落出身者など）、および その親族からの就労にかかる相談。 ・以前からの相談者が大半であり、新 型コロナウイルス感染症の影響による 相談者は現時点で無し。	・心理的に不安定な相談者が多く、慎 重な対応が必要ではあるが、特段懸念 されるような状況は認められない。	・生活保護・納税・国保などの窓口から紹介 された生活困窮の相談者や、ひとり親であり 精神疾患やメンタル不調を抱える相談者な ど、複合的な就労阻害要因を抱える相談者が 多く、就労につながるまでの長期にわたり、 様々な支援が必要である。	・関係課、関係機関等と連携し、相談者一人ひとりに寄り 添った相談を実施する中で、個々の就労阻害要因を把握・ 整理し、関係課・関係機関と連携しながら適切な支援プロ グラムを組み、就労意欲を喚起し、就労に結びつけてい く。

業務名称 (事業・制度等)	担当課	相談件数		相談内容（内訳）	主な相談内容・対応	こころの健康に関する内容について	主な課題（体制・内容等について）	今後の対応策
		令和4年 11月末時点	令和4年 3月末時点					
若者しごと悩み相談事業（障害などの理由から就労が困難である若者に対して、臨床心理士によるカウンセリング）	商工観光課	実人数4名 (18名) *（）は延べ人数	実人数8名 (27名) *（）は延べ人数	就労等に伴う悩み相談 原則、毎月第3火曜日の午後1時から4時に実施。ひとり1時間、事前予約制。	・就労相談者のうち、専門家（臨床心理士）によるカウンセリングが必要と判断される相談者等に対応。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で就業時間が短縮される等、生活スタイルの変化への順応が難しいとの相談や、マスク生活や消毒などの感染防止対策や政府の施策に対する反発を訴える相談もあった。	・知的障害等の就労者においては、新型コロナウイルス感染症に伴う就労時間の変化、除菌・消毒作業の徹底、新しい生活様式などへの臨機応変な対応が困難であり、心理的な負担が増えている。 ・家族や友人関係の悩みが深刻で、仕事にも影響している例や、職場での人間関係への対処法を求められる例がある。	・就労から家庭環境等、若者の様々な悩みに対して相談を受けており、メンタル面において長期にわたるケースも多く、臨床心理士による継続した支援が必要である。 ・月1回1時間という限られた時間であるため、臨床心理士と相談者の関係構築に時間を要する。	・臨床心理士の専門技術・知識を活用した就労者・就労希望者のメンタルヘルスケアを継続し、若者の心に寄り添い、相談者の心の安定と悩みの解決につなげていく。
新型コロナウイルス感染症の影響による経営が悪化した事業者への資金繰り相談		未集計	未集計	セーフティネット保証認定申請の他、市の金融・経営支援制度の相談等。 セーフティネット保証（コロナによる経営悪化）の認定件数は次のとおり。 4号(売上20%以上減)：27件 5号(売上5%以上減)：11件 合計：38件	・国・県・商工会議所・金融機関等の各種支援機関による支援制度および相談窓口が広く知られるようになったことから、相談に来られる事業者は限定的である。	・個人事業主等の小規模事業者は、売上状況が生活に直結するため強い心理的負担が想定されるが、事業者の多くは商工会議所（中小企業相談所）へ相談を持ち込むため、当課でのこころの健康に関する相談は無い。	・事業継続支援に関する金融・経営支援の相談に留まり、精神衛生を含む生活支援相談には至らない。	・個人事業主の場合、経営相談と生活相談が重複する場合があります、必要に応じて生活支援相談課や社会福祉協議会等と連携し対応する。